

看護基礎教育における地域包括看護実習の取り組み

○藤井可苗, 中村有美子, 砂原雅美 (関西福祉大学)

I. はじめに

保健師助産師看護師学校要請所指定規則(以下、指定規則とする)の一部改正が2021年4月より施行された。改正の背景として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステム構築の推進に向け、適切な医療提供体制の整備が必要であること、看護職員は多様な場において多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。そのため、看護基礎教育における総単位数が5単位増となり、そのうち「地域・在宅看護論」が2単位増となった。

本学看護学部の新カリキュラムでは、地域包括看護実習を4年次に移動し、新規に取り組んでいる。そこで、現状の取り組みについて報告する。なお、本報告は実習施設および学生個人が特定されないよう配慮している。

II. 実習方法

本実習は、看護の統合と実践として4年次に1単位である。実習目的を、地域で生活している個人、家族および地域を対象とした地域保健医療福祉活動の概要を理解し、ヒューマンケアリングを基盤とした医療・保健・福祉の健康および生活支援を目指したサービス提供の実際を学ぶことを主眼としている。実習目標は、関係機関・関係職種との協働や地域包括ケアにおける自助・互助・共助・公助の必要性、ニーズに対応するために必要なケアを創造する必要性の理解などである。実習先は、医療機関の地域連携室、地域包括支援センター、企業、学校、行政機関など多岐にわたり、あらゆるライフステージにおいてその人らしく生活していける包括ケアについて学習できるように配慮している。

実習展開としては、1日目は各実習施設の地域包括ケアシステムにおける役割と活動の実際に関する講義を依頼した。2~4日目は臨地実習を通して地域包括ケアシステムを図式化することで可視化を図っている。5日目は地域包括ケアシステム図について発表し、学びを共有している。

III. 学びの現状

4年次の学生たちは、看護師として各専門分野の講義や演習、実習で看護実践能力の向上を目指し、根拠に基づいた看護を計画的に実践する能力を身につける学びを経験してきた。そのため、本実習で経験した場面を通し、疾患を抱えながら暮らしている方の療養に関するアセスメントや社会資源の利用状況の理解はできるが、①地域で暮らしている個人・家族・集団の生活を環境も含めてイメージすること、②地域包括ケアシステムにおける各機関の役割を生活者の視点で考えること、③ケアニーズについて人々の価値観、地域特性、文化を踏まえた社会資源やサービスを考えること、の3点に関しては指導者や教員による助言を要することが多かった。また、対象者の顕在的・潜在的ニーズに対応するために必要なケアを創造する必要性については、実習のまとめで気づきを促すことが必要であった。

以上のことより、学生は3年次までに培った個別支援から、地域包括ケアシステムや多職種連携における看護職の役割の理解へとつながられていると考えている。